

令和7年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第17号)に基づき、
令和7年度から多子世帯の学生等に対して所得制限なく大学等の授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除する。

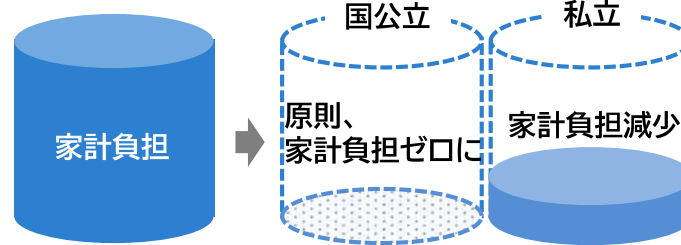
⇒ **高等教育費を理由として理想の数の子供を諦めることがない社会の実現に寄与。**

※理想の子供数が3人以上の場合において、理想の数を諦める理由として、子育て・教育費を挙げる割合が顕著となっている。

1. 対象者の要件等

対象学校種	大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
学生等の要件	(採用時)学習意欲等が確認できれば対象 (採用後)出席率等に係る要件を満たす必要
大学等の要件	教育環境や経営状況に係る要件を満たす 大学等が対象
財源	消費税財源を活用

2. 授業料・入学金減免のイメージ

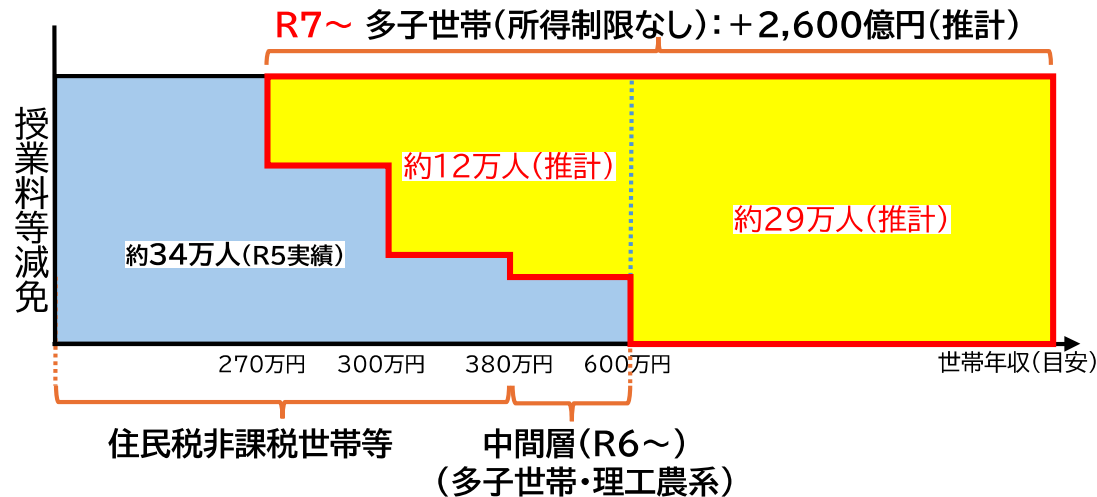


3. 減免上限額(年額)

授業料等減免 上限額	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高専4・5年	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

4. 公費による支援

R7予算額:7,025億円(地方負担分493億円を含む)



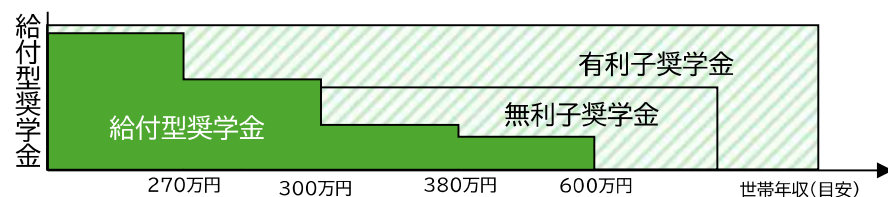
5. 対象となる多子世帯の考え方

支援対象 = **扶養する子供** が3人以上 かつ **大学等に通っている** 場合

	第1子が 大学進学	第2子が 大学進学	第1子卒業後	
			大学院進学	就職
卒業後				
大学生	支援対象	支援対象 支援対象	支援対象	対象外
高校生以下				

※ は扶養する子供

※参考 給付型奨学金イメージ



給付型奨学金 支給額	自宅生	自宅外生
国公立 大学・短大・専門学校	35万円	80万円
国公立 高専4・5年	21万円	41万円
私立 大学・短大・専門学校	46万円	91万円
私立 高専4・5年	32万円	52万円

令和7年度からの多子世帯への
授業料等無償化に係るFAQ



令和7年度から、子供3人以上の世帯への大学等の授業料等の無償化を拡充します！ （「高等教育の修学支援新制度」の拡充）



開始時期

令和**7**年度～（入学生及び在学生）

※4年制の大学であれば、1年生だけでなく、2～4年生も対象となります。

支援対象

子供**3**人以上の世帯の学生

支援金額

授業料**70**万・入学金**26**万

（私立大学の場合、4年間で最大70万円×4年+26万円を支援）

※現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。

申込手続

令和7年度**入学後**各学校窓口で
（各学校を通じて、日本学生支援機構へ申し込みます）

※令和8年度進学予定の高校3年生から、令和7年度中に事前の予約申込が可能となります。

所得に
関する要件

所得基準 制限**なし**

学修意欲・
成績に
関する要件

採用前 **学修意欲**があれば採用
採用後 **学修意欲と成果**を
毎年確認

※「高等教育の修学支援新制度」における
・ 多子世帯支援に関するFAQ
・ 各要件の詳細やQ&A については、
文部科学省ウェブサイトで確認

多子世帯支援
に関するFAQ



新制度の詳細な
要件やQ&A



扶養する子供が
3人以上の世帯が対象



第1子
(大学生)



第2子
(高校生)



第3子
(中学生)

※○が多子世帯の支援対象

- ・ 3人以上を同時に扶養（経済的に支援）している間は、第1子から支援対象
- ・ 第1子が就職するなど、扶養から外れた場合は支援対象外

税情報(マイナンバー)で
扶養する子供の数を確認



マイナンバー



マイナンバー

- ・ 学生と生計維持者のマイナンバーを通じて、世帯で扶養する子供の数の情報を確認
- ・ 子供の数の情報は、毎年12月31日時点の情報が基準

要件を満たした学校が対象



- ・ 一定の要件を満たした学校が対象
（大学・短期大学・高等専門学校(4・5年・専門学校)

対象となる大学等
の一覧はこちら

